

令和8年8月3日

懲戒処分等の公表について

田原本町

次のとおり「田原本町職員の懲戒処分及びその公表に関する指針」に基づき、本町職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

- (1) 現所属 総務部
- (2) 年 齢 60 歳代
- (3) 性 別 男性

2. 処分年月日 令和8年7月31日

3. 処分内容 減給1／10 3月 (地方公務員法第29条第1項)

4. 処分理由

上記の被処分者は、通勤途上となる令和8年3月31日午前7時過ぎ、近鉄大和西大寺駅発橿原神宮前駅行の電車内において面識のない女性（20歳代）の姿態を所携のスマートフォンを使用して無断で動画撮影し、奈良県迷惑行為防止条例（卑わいな行為の禁止）違反で書類送検されました。当該行為は重大な信用失墜行為であり、また、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当することから上記の処分を行いました。

【お問合せ】

田原本町

担当：人事課 丸山

☎(代表) 0744-32-2901 内線 334

FAX 0744-32-2977

町長のコメント

高い倫理観と法令遵守が強く求められる立場にある職員がこのような事案を引き起こし、被害を受けられた方、町民の皆様に対し、心より深くお詫び申し上げます。

今回の事案は、公務員としての自覚と規範意識の欠如によるものであり、誠に遺憾であり重く受け止めております。

町といたしましては、全職員に対して更なる服務規律の保持とコンプライアンス意識の徹底を図るとともに、職員倫理に関する研修等を改めて実施し、二度とこのような事案を発生させないよう再発防止に努め、町民の皆様からの信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。